

## R D最終処分場におけるP C B廃棄物の取扱について

R D最終処分場におけるこれまでの廃棄物（ドラム缶等および廃棄物土）の分析では、P C Bについて溶出試験では不検出であるが、含有試験では微量ながら検出されている状況にあり、低濃度であるものの1のとおりP C Bが含有されていることや、R D最終処分場に係る対応策を遺漏なく、慎重に検討していくために、R D最終処分場のP C B廃棄物の取扱について、専門部会や対策委員会で審議を願うこととした。

なお、審議結果をふまえて措置事項を検討していくこととした。

### 1 R D最終処分場におけるP C Bの検出状況について

#### (1) これまでの検出状況

##### ① 西市道側平坦部掘削調査

- ドラム缶、一斗缶、ポリタンク
  - ・コールタール 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (0.89 ~ 1.2mg/kg 2/2)
  - ・鉛さい 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (0.02 ~ 0.64mg/kg 2/2)
  - ・燃え殻 溶出試験(不検出 0/7) 含有試験 (不検出 0/7)
  - ・廃塗料 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (<0.01 ~ 0.02mg/kg 1/2)
- 廃棄物土 溶出試験(不検出 0/16) 含有試験 (<0.01 ~ 0.26mg/kg 2/16)
- 浸透水 不検出 0/5

##### ② 深掘箇所是正工事

- 廃棄物土 溶出試験(不検出 0/8) 含有試験 (0.20 ~ 0.40mg/kg 3/3)

##### ③ 北尾側セットバック工事

- 廃棄物土 溶出試験(不検出 0/7) 含有試験 (0.40 ~ 1.0mg/kg 7/7)

##### ④ 処分場中央部

- 廃棄物土
  - ・ケーシング調査 溶出試験(不検出 0/2) 含有試験 (0.01 ~ 0.16mg/kg 4/4)
  - ・ボーリング調査 溶出試験(不検出 0/6) 含有試験 (0.22 ~ 0.57mg/kg 6/6)

##### ⑤ モニタリング調査

- 地下水・浸透水
  - ・県調査結果 不検出 (県 No.1 ~ No.9)
  - ・市調査結果 不検出 (市 No.1 ~ No.3、No.5、No.6、No.8 ~ No.10)

#### (2) P C Bが含有試験で検出される原因

廃P C B等やP C B汚染物等が違法に投棄された場合にP C Bが検出されることになるが、R D最終処分場で検出されるP C Bは含有で0.01 ~ 1.0mg/kg（溶出試験は不検出）と低濃度であり、検出原因としては、廃棄物処理法に規定する「P C B処理物」や「汚泥等」のうち判定基準を下回る廃棄物や、P C Bが0.5mg/kgの値以下で含まれる重電機器等の絶縁油が、何らかの経路で埋め立てられたことも想定でき、原因となる廃棄物の種類についてはわからない。

## 2 廃棄物処理法とP C B特措法の取扱について

### (1) P C Bを含む特別管理産業廃棄物および産業廃棄物の区分

特別管理産業廃棄物	
① 廃P C B等	廃P C B、P C Bを含む廃油
② P C B汚染物	P C Bが染込、塗布、付着、封入された汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラ、金属くず等
③ P C B処理物	廃油 (0.5mg/kg 超)、廃酸・廃アルカリ (0.03mg/l 超)、廃プラ・金属くず・陶磁器くず (P C Bが付着等)、これら以外 (0.003mg/l 超)
④ 指定下水汚泥等	汚泥等 (0.003mg/l 超)
⑤ 汚泥・廃酸・廃アルカリ (業種指定)	廃酸・廃アルカリ (0.03mg/l 超)

産業廃棄物
① P C B処理物の基準以下のもの
② 指定下水汚泥等、汚泥・廃酸・廃アルカリの基準以下のもの
③ 重電機器等の0.5mg/kg以下の絶縁油
④ 特別管理産業廃棄物①から⑤以外により汚染されたもの

### (2) P C Bを含む特別管理産業廃棄物および産業廃棄物の処分方法

#### ① 特別管理産業廃棄物

- 高温 (1100度C以上、2秒滞留) 焼却
- 環境大臣が定める方法 (分解、洗浄除去、分離除去)

#### ② 産業廃棄物

- 埋立処分
- 焼却処分

### (3) P C B特措法の適用

#### ① 適用範囲

- P C B製品 (トランス絶縁油、熱媒体等) 由来のP C Bを適用範囲とする。

#### ② 適用義務

- 保管届出、適正保管、定期報告
- 期限内処理